

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第17号

佐用町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 3月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第17号

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する
要綱

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成23年佐用町要綱第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「市町村運営有償運送事業利用券（2,000円分）又は過疎地有償運送事業利用券（3,000円分）」を「交通空白地有償運送事業利用券（コミュニティバス2,000円分、さよさよサービス又は江川ふれあい号3,000円分）」に改める。

様式第1号中「

年 月 日

佐用町長 様

住所

氏名

印

年齢

歳

（連絡先 電話 — ）

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

次のとおり兵庫県公安委員会に運転免許の全部を自主返納しましたので、関係書類を添えて申請します。

- 1 自主返納日 年 月 日
- 2 返納した運転免許の有効期間 年 月 日まで
- 3 支援の種類
(1) 市町村運営有償運送事業利用券又は過疎地有償運送事業利用券
(2) タクシー運賃助成利用券
- 4 添付書類（該当するものの□をレしてください。）

申請による運転免許の取消通知書の写し

運転経歴証明書の写し

} いずれか1つ。

※ この支援事業は一人1回限りのものです。
」を「

年 月 日

佐用町長 様

〒 -

住所 佐用町

ふりがな

氏 名 _____

年齢 歳

(連絡先 電話 -)

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

次のとおり兵庫県公安委員会に運転免許の全部を自主返納しましたので、関係書類を添えて申請します。

- 1 自主返納日 年 月 日
- 2 返納した運転免許の有効期間 年 月 日まで

3 支援の種類

(1) 交通空白地有償運送事業利用券

(希望のサービスに○をしてください)

- ・ さよさよサービス
- ・ 江川ふれあい号
- ・ コミュニティバス佐用船越線
- ・ コミュニティバス播磨科学公園都市線

(2) タクシー運賃助成利用券

4 添付書類 (該当するものにチェックしてください。)

- 申請による運転免許の取消通知書の写し
- 運転経歴証明書の写し
- } いずれか1つ。

※ この支援事業は一人1回限りのものです。

」に改める。

様式第2号中「

第 号
年 月 日

様

佐用町長

印

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援については、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 申請が条件を満たしていると認めるので、下記の物品を贈呈します。
 - (1) 市町村運営有償運送事業利用券・過疎地有償運送事業利用券
 - (2) タクシー運賃助成利用券

- 2 下記の理由により支援対象になりません。
」を「

〒 ー

佐用郡佐用町

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

年 月 日付で申請受付のあった、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援については、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 申請が条件を満たしていると認めるので、下記の物品を贈呈します。
- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 交通空白地有償運送事業利用券 | 1 冊 |
| (2) タクシー運賃助成利用券 | 1 冊 |

- 2 下記の理由により支援対象になりません。
-

」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。